

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第10章 最高法規 (2)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第10章 最高法規 (2)

日本国憲法第九十八条 【 最高法規、条約及び国際法規の遵守 】

この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は効力を有しない。

② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

概要説明

1項は、憲法が法律、命令、規則などの国法秩序に優先する効力をもつことを宣言し、国の最高法規であると規定しています。これは、国家権力が憲法に拘束されることを意味し、いわゆる「法の支配」の現われです。

憲法と抵触する法令その他の国家行為は違憲であり、無効となります。その憲法適合性判断は、最終的には最高裁判所が違憲審査権を行使して行います（憲法第81条）。

2項は、締結した条約や、確立した国際法規は誠実に遵守しなければならないことを宣言しています。国際協調主義を謳ったものですが、憲法と条約が矛盾した場合、どちらが優位に立つかという問題があります。その場合は、憲法の最高法規性から、憲法が優位に立つとするのが通説です。

その根拠は、憲法改正に国会の議決と国民投票を必要とする以上、内閣による締結と国会の承認で足りる条約が憲法に優越すると解することはできないこと、などがあげられています。

語句説明

①条 規・・・おきて。定め。条文化された規定。法令の規定。

②詔 勅・・・天皇が意思を表す公式の文書（詔書・勅語など）。旧憲法のもとでは、法律と同じ役割を果たした。

③違 守・・・法律・道徳・道理などにそむかず、それをよく守ること。

憲法と条約の関係

憲法は基本的人権を最高の原理としており、この原理に従って、国政は行われていかなければなりません。憲法は、このような国政指導理念を表現しているものとして、憲法自身を国内法規の中で、最高の法と宣言しました。

ただ、第98条第2項で、条約を誠実に遵守しなければならないと定められており、そのため、憲法と条約とは、どちらが優位なのかということについて対立があります。

1. 憲法優位説

この説は条約を締結したり、承認することも憲法が認めているからこそできることであり、憲法に違反するような条約の締結まで、憲法は認めていないというものです。

また、条約承認手続きと憲法改正手続きを比較し、条約承認手続きの方が軽いことを論拠として、憲法優位を説くものです。

2. 条約優位説

日本国憲法が徹底した国際協調主義をとっていることから、条約の優位を説くものです。その根拠としては、憲法第98条第1項から条約が除かれていること、および第2項で条約などを誠実に遵守すべきことが定められていることが上げられます。

世界の憲法では、オーストリア憲法やオランダ憲法には条約や国際法が優位する旨の規定が盛り込まれています。

PDF版

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.